□令和７年３月２日付メールについてのQ&Aです

**Q　何を提出すれば良いのか？**

**A**

**居宅・地密→「別紙３－２」＋「別紙１－１ ～３のうち該当するサービスのもの」＋「必要な別紙」**

**総合事業→「別紙５０」＋「別紙１－４」＋「必要な別紙」**

　※「必要な別紙」とは、例えば「別紙１４サービス提供体制強化加算に関する届出書」のような、算定根拠となる添付書類を指します。

**Q　居宅介護支援事業所で、変更がない場合は提出しなくても良いか？**

**A**

**最終のお届けから変更がない場合は提出不要です。**

　居宅介護支援は、「別紙１－４」が変更されていませんので。

　（ただし、業務継続計画未策定減算は存在しますのでご留意ください。）

Q　地域密着型あるいは総合事業事業所で、介護職員等処遇改善加算の区分とその他の加算いずれも変更がない場合は提出しなくても良いか？

A

　処遇改善加算計画書との整合性を確認しますので、お手数をおかけしますが、給付費算定届・体制状況一覧も提出してください。

Q　「別紙１－１～４」で、変更がない項目は記入しなくても良いか？

A

　記入しなくても良いです。

　変更点のみ国保連に情報提供をいたします。

Q　「各サービス共通」欄の「地域区分」は何を選択すれば良いか？

A

　「その他」を選択してください。

　（R7.4.1において変更はありません。）

Q　電子申請・届出システムから提出しなくてはいけないか？

A

電子でも、これまで通りの届出方法（窓口、郵送、メール）どちらの方法でも受付します。

　※メールでご提出の場合は、提出すべきページのみをPDFファイルで添付いただけると大変に助かります。やむを得ずエクセルでご提出の場合は、「別紙〇と△を添付します」とお知らせください。

Q　介護職員等処遇改善加算計画書の提出は３月15日に間に合わないが、その他の加算の変更がある。この場合はいつまでに提出すれば良いか。

A

お手間になりますが、介護職員等処遇改善加算以外の「給付費等算定に係る体制状況一覧（別紙1-1～4」と「介護給付費算定に係る体制に関する届出書（別紙3-2 or 別紙50）」を３月15日までに提出し、介護職員等処遇改善加算の届出書は４月1日までに提出してください。

　なお、やむを得ない理由で提出期限を過ぎてしまう場合は、介護保険課施設担当（酒井・清水・瀨谷）までご連絡ください。